

大木町議会公式フェイスブックページ運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大木町議会（以下「議会」という。）について広く町民等に発信し、より開かれた議会を推進するために開設する大木町議会フェイスブックページ（以下「ページ」という。）の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) フェイスブックページ Facebook, Inc. が提供するソーシャルメディアサービスをいう。
- (2) 利用者 ページの利用者をいう。

(運営等)

第3条 ページの運営は議会が行い、統括管理は議会事務局が行うものとする。
なお、当面の間は試行期間とする。

- 2 ページへの情報掲載は、議長の承認後、議会運営委員会、各常任委員会若しくは特別委員会の委員長又は議会事務局職員が行うものとする。

(掲載する情報)

第4条 ページに掲載する情報は、次のとおりとする。

- (1) 定例会及び臨時会に関する情報
- (2) 議会の活動に関する情報
- (3) 議会報告会等の開催に関する情報
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項

(利用者の遵守事項)

第5条 利用者は、ページの利用に際し、次の行為又はそのおそれのある行為をしてはならない。

- (1) 議会、大木町(以下「町」という。)、その他の利用者又は第三者の権利及び財産を侵害する行為
- (2) 議会、町、その他の利用者又は第三者を誹謗中傷し、又は侮辱する行為

- (3) 議会、町、その他の利用者又は第三者の名誉、信用等を毀損し、プライバシー等を侵害（メールアドレス、電話番号、住所等の個人の特定につながる情報を開示する行為を含む。）し、又は業務を妨害する行為
 - (4) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）に違反する行為
 - (5) 宗教団体その他の団体又は組織（公益的な団体又は組織を除く。）への加入を勧誘する行為
 - (6) 出資、寄附、資金提供、物品の購入、サービスの提供等を勧誘する行為
 - (7) 議長が不適切と判断する他のウェブサイトを紹介し、若しくはその閲覧を勧誘する行為又はページをファイルのダウンロードとして利用する行為
 - (8) ページを利用して議会、町、その他の利用者又は第三者に対し、コンピューターのソフト又はハードの正常な機能を阻害するウイルス等の有害なプログラム、ファイル等を発信する行為
 - (9) ページに掲載する正当な権限を有しない情報又はコンテンツを掲載する行為
 - (10) 議会、町又はその他の利用者によるページの利用を阻害する行為
 - (11) ページに対し、ハッキング等の不正行為によりアクセスする行為又はページの全部若しくは一部を監視若しくは複製する行為
 - (12) Facebook, Inc. が定める利用規約、公序良俗、法令又は刑罰法規に違反する行為
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、議長が不適切と判断する行為
- 2 利用者は、ページの利用に際し、議会、町、その他の利用者又は第三者に損害を与えた場合、自己の責任及び費用において当該損害を賠償し、又はその紛争を解決しなければならない。
- 3 議会は、ページの利用に関連して発生した利用者又は第三者の損害について、当該損害が議会の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

（違反行為への処置）

第 6 条 議会は、利用者が前条第 1 項の規定に違反した場合、当該利用者に対し、事前に何ら通知することなく、違反の態様、程度等に応じ、利用者がペ

ページ上に掲載した情報、内容等の削除その他必要な措置を講じることができる。

(利用者からの情報についての免責)

第7条 議会は、ページを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性等の保証は一切しないものとし、掲載された当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、議会の故意又は重大な過失によるものでない限り、一切責任を負わないものとする。

(知的所有権の扱い)

第8条 利用者は、ページの利用に際して、ページ上に掲載し、又は議会に対して電子メール等で送信した全ての情報、内容等の著作権を無償で議会に譲渡し、議会による当該情報、内容等の利用に関して、著作者人格権を行使しないものとする。

2 利用者は、ページを通じて入手したあらゆる情報、内容等について、個人的な使用又は家庭内の限られた範囲内における私的使用以外の目的で複製、頒布、出版、公衆送信等をしてはならない。

3 利用者は、著作権法(昭和45年法律第48号)で認められる範囲を超えて、ページにおける情報、内容等を無断で利用してはならない。

(管轄裁判所)

第9条 ページの利用及びこの要綱に伴う紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。